参　考　資　料

1　緊急事態食料安全保障指針（全体の考え方）

《食料の安定供給の基本方針》
・国内農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ、食料の安定供給を確保

《緊急時の食料安全保障》
・国内における需給が相当の期間著しくひっ迫する場合においても、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため、食料の増産、流通の制限等必要な施策を実施

（これらを確実なものとするため）

《平素からの取組》

・国民の食料消費に対応した国内農業生産の増大による食料供給力の確保・向上
・適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保　等

・国内外の食料需給情報の収集・分析・提供
・早期の警戒監視の強化

緊急の要因の発生をキャッチ

・ 情報収集・分析により、我が国の食料供給量を予測（農林水産省）
・ 農林水産省によるレベル０の判定及び対策の実施

（事態の推移いかんによっては、食生活に重大な影響が生じる可能性　･･･ レベル０と判定）

《レベル０の対策》　（農林水産省）
・情報収集・分析・提供体制を充実・強化
・備蓄の活用、輸入の確保により、当面の食料の供給を確保
・価格動向等を調査・監視し、関係事業者に対して要請・指導
・その他

・ 政府対策本部による不測の事態のレベルの判定
・ レベルに応じた対策の実施

（特定の品目の供給が２割以上減少するおそれ　･･･ レベル１と判定）

《レベル１の対策》・・・レベル０の対策の強力な推進に加え、以下を実施
・供給が減少する品目の**緊急増産**を実施し、当該品目の供給を確保
・国民生活二法により**価格・流通を規制**
・その他

（１人１日当たり供給熱量が2000kcal を下回るおそれ　･･･ レベル２と判定）

《レベル２の対策》・・・法律に基づく規制を強化しつつ、以下を実施
・熱量効率の高い作物への**生産転換**を実施し、必要とする供給熱量を確保
・国民生活二法、食糧法により**割当て・配給**を実施
・物価統制令により**価格を統制**
・その他

２　緊急事態食料安全保障指針における対策の概要

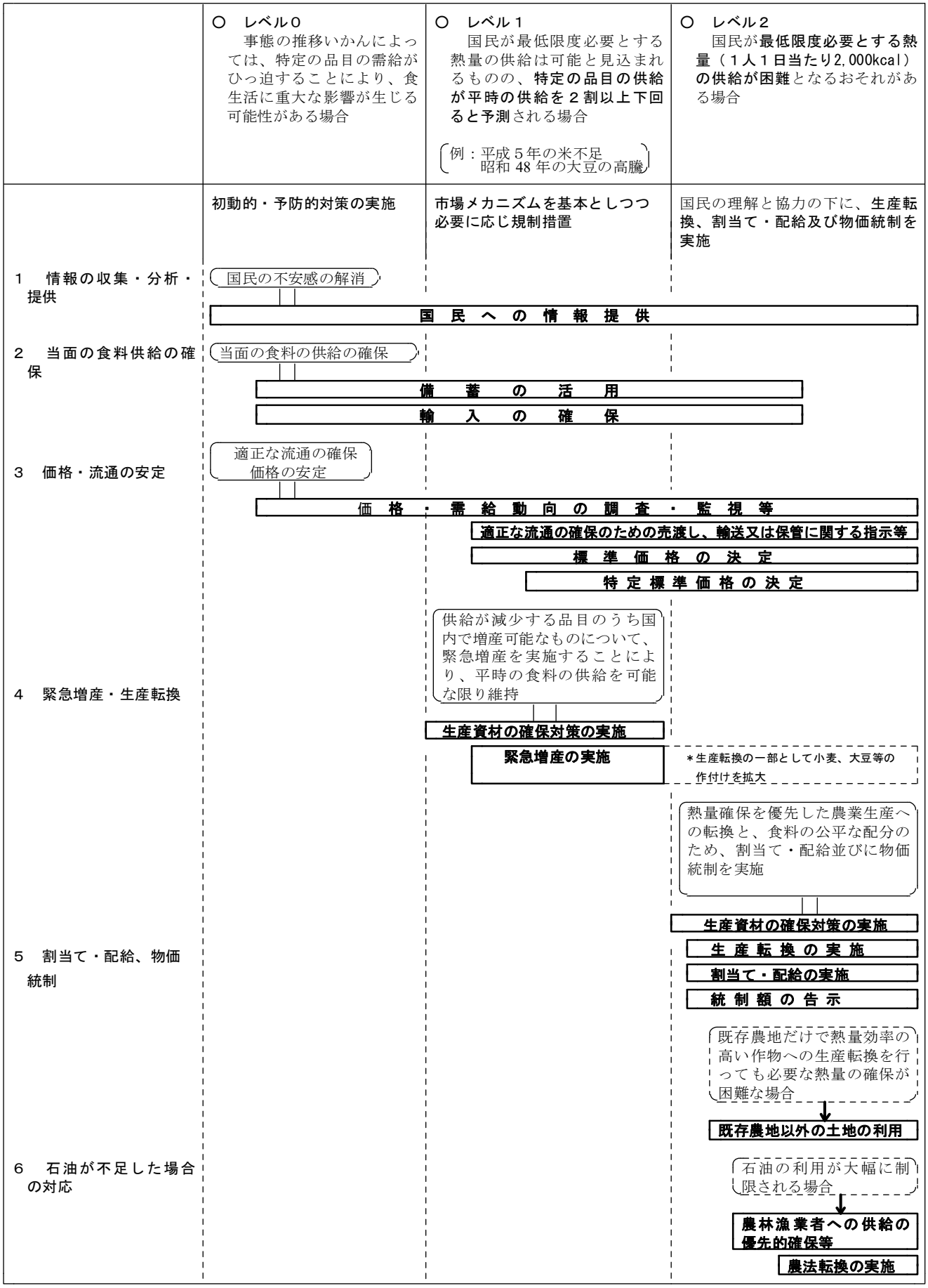

３　緊急事態食料安全保障指針に係る関係法令（抜すい）

(1) 食料・農業・農村基本法（平成１１年法律第１０６号）

（食料の安定供給の確保）

第２条

２　国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

４　国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

（不測時における食料安全保障）

第１９条　国は、第２条第４項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(2) 国民生活安定緊急措置法（昭和４８年法律第１２１号）

（標準価格の決定等）

第３条　物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資（以下「生活関連物資等」という。）の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定することができる。

第４条　主務大臣は、前条第１項の規定による指定があつたときは、その指定された物資（以下「指定物資」という。）のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物資の取引の標準となるべき品目（以下「標準品目」という。）について、遅滞なく、標準価格を定めなければならない。

３　標準価格は、当該標準品目に係る指定物資の価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域的事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案して定めるものとする。

４　主務大臣は、第１項の規定により標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（標準価格等の表示等）

第６条　標準価格が小売業を行う者の販売価格について定められたときは、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者は、主務省令で定めるところにより、その標準価格及びその指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

２　主務大臣は、標準価格を小売業を行う者の販売価格について定めた場合において、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者がその標準価格又はその指定物資の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に対し、その標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示することができる。

（標準価格に関する指示等）

第７条　主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が次の各号に掲げる品目の区分に応じ当該各号に規定する価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができる。

一　標準品目　標準価格（取引の態様又は地域的事情その他の事情がその標準価格を定めるに当たつて考慮した取引の態様又は地域的事情その他の事情と異なるときは、標準価格を基準とし、その取引の態様又は地域的事情その他の事情を参酌して妥当と認められる価格。次号において同じ。）

二　標準品目以外の品目　標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他の事情の相違を参酌して妥当と認められる価格

２　主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（特定標準価格の決定等）

第８条　第４条から前条までに規定する措置を講じてもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

第９条　主務大臣は、前条第１項の規定による指定があつたときは、その指定された物資（以下「特定物資」という。）のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目（以下「特定品目」という。）について、遅滞なく、特定標準価格を定めなければならない。

３　特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、当該特定品目に係る特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。この場合において、当該特定品目が標準品目であり、かつ、標準価格を特定標準価格とすることが適切と認められるときは、当該標準価格を特定標準価格として定めるものとする。

４　第４条第４項の規定は、第１項の規定により特定標準価格を定めた場合に準用する。

５　特定物資に関する第６条の規定の適用については、同条第１項及び第２項中「標準価格」とあるのは、「特定標準価格」とする。

（課徴金）

第１１条　主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（生産に関する指示等）

第１４条　物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、別に法律の定めがある場合を除き、政令で、当該生活関連物資等を生産を促進すべき物資として指定することができる。

第１５条　前条第１項の規定により指定された物資の生産の事業を行う者（主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下「生産業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該物資の生産に関する計画（以下「生産計画」という。）を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　主務大臣は、前条第１項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

３　第１項の規定による届出をした生産業者（前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて生産計画の変更をしなかつた者を除く。）は、その届出に係る生産計画（第１項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に沿つて前条第１項の規定により指定された物資の生産を行わなければならない。

４　主務大臣は、第２項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第１項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

（輸入に関する指示等）

第１６条　物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、かつ、当該生活関連物資等の輸入の促進によりこれに対処する必要があると認められるときは、政令で、当該生活関連物資等を輸入を促進すべき物資として指定することができ

る。

第１７条　主務大臣は、前条第１項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の輸入の事業を行う者で当該物資の輸入事情を考慮して当該物資の輸入をすることができると認められるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、当該物資の輸入をすべきことを指示することができる。
２　主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第１８条　主務大臣は、前条に規定する措置をもつてしては第１６条第１項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。
２　前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところに従つて当該物資の輸入に関する業務を行うことができる。

第１９条　主務大臣は、第１７条第１項又は前条第１項の規定による指示をしようとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配意しなければならない。

（保管に関する指示等）
第２０条　物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を供給の安定を図るべき物資として指定することができる。

第２１条　主務大臣は、前条第１項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示することができる。
２　主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（売渡し、輸送又は保管に関する指示等）
第２２条　主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡先並びに売渡価格を定めて、当該生活関連物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。
２　主務大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。
３　主務大臣は、第１項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。

４　主務大臣は、前３項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（割当て又は配給等）

第２６条　物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

２　前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

（罰則）

第３５条　第１５条第１項、第２４条第１項又は第２５条第１項の規定による届出をしなかつた者は、２０万円以下の罰金に処する。

第３７条　第２６条第１項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を５年以下の懲役若しくは３００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

(3) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和４８年法律第４８号）

（物資の指定）

第２条　生活関連物資等の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特別の調査を要する物資として指定する。

（売渡しに関する指示及び命令）

第４条　内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先（内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。）を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。

２　内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第５条　内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（価格調査官）

第７条　第５条第１項及び第２項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行わせるため、内閣府及び主務省に、価格調査官を置く。

（罰則）

第９条　第４条第２項の規定による命令に違反した者は、３年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第１０条　第５条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、１年以下の懲役又は２０万円以下の罰金に処する。

第１１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(4) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第１１３号）

（緊急時における対応）

第３７条　政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第４０条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

２　農林水産大臣は、前項の規定による告示のあったときは、政令で定めるところにより、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を追加して定めなければならない。第４条第１項の規定により基本指針を定める場合においても、同様とする。

３　政府は、第１項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

（米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令）

第３８条　農林水産大臣は、前条第１項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

（米穀の生産者に対する命令）

第３９条　農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀を、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

２　前項の場合における政府の買入れの価格は、時価によるものとする。

（米穀の割当て又は配給等）

第４０条　前２条に規定する措置をもってしては、第３７条第１項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

２　前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであってはならない。

（罰則）

第５５条　第３９条第１項の規定による命令に違反した者は、３年以下の懲役又は３００万円以下の罰金に処する。

第５６条　第７条の３第２項又は第３８条の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第６１条　　第４０条第１項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を５年以下の懲役若しくは５００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

(5) 物価統制令（昭和２１年勅令第１１８号）

（統制額を超える契約、支払、受領の禁止及び地区により統制額の異る場合の基準統制額）

第３条　価格等ニ付第４条及第７条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第７条第１項ニ規定スル統制額ニ依ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

２　価格等ニ対スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル当該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ当該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外当該給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

（統制額の指定）

第４条　主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第７条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

（価格等の額の表示命令）

第１５条　主務大臣ハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ価格等ノ額ノ表示ニ関シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

（価格等の額の届出命令）

第１６条　主務大臣必要アリト認ムルトキハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ価格等ノ額ヲ届出ヅベキコトヲ命ズルコトヲ得

（罰則）

第３３条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ１０年以下ノ懲役又ハ５００万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第１号又ハ第３号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ３倍ガ５００万円ヲ超ユルトキ、第２号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト履行中ノ契約締結当時ノ第３条第１項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額若ハ第４条若ハ第７条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ３倍ガ５００万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該差額又ハ金額ノ３倍以下トス

一　第３条ノ規定ニ違反シタル者

二　第８条ノ二ノ規定ニ違反シタル者

三　第９条ノ規定ニ違反シタル者

第３７条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ１年以下ノ懲役又ハ２０万円以下ノ罰金ニ処ス

一　第１５条又ハ第１６条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二　第１７条ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者

三　第３０条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

四　第３０条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

(6) 石油需給適正化法（昭和４８年法律第１２２号）

（この法律の運用方針）

第３条　政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たつては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

（石油の使用の制限）

第７条　石油を使用する者は、政令で定める期間（以下「使用期間」という。）に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数量を超えて当該石油を使用してはならない。ただし、使用期間に、当該数量を超えて当該石油を使用しようとする者が、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に申し出た場合において、主務大臣が指定した数量の範囲内で当該石油を使用するときは、この限りでない。

（各号略）

第８条　石油を使用する者（前条第１項ただし書の規定による数量の指定を受けた者を除く。）は、経済産業大臣が告示で定める石油使用節減目標に従つて石油の使用の節減に努めなければならない。

（石油の供給のあつせんの指導等）

第１１条　経済産業大臣は、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業及び活動（次項において「一般消費者等」という。）に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、石油販売業者に対し、石油の供給のあつせんをするよう指導するものとする。

２　関係行政機関の長は、一般消費者等に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、前項の規定により必要な指導を行うよう要請することができる。

４　食料安全保障マニュアル小委員会等における検討の経緯

平成13年５月　食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会（以下「総合食料分科会」という。）の下に「食料安全保障マニュアル小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置

６月　第１回小委員会
・食料をめぐる情勢について
・不測時の食料安全保障マニュアルについて

９月　第２回小委員会
・不測時における食料安全保障について
・過去の不測の事態における対応について　等

11月　総合食料分科会
・不測時の食料安全保障マニュアルの検討状況について

12月　第３回小委員会
・不測時の食料安全保障マニュアル（素案）について　等

平成14年２月　総合食料分科会
・不測時の食料安全保障マニュアル（案）について

～食料安全保障マニュアル小委員会委員等名簿（平成14年2月）～

（委員）

稲田和彦（いなだ かずひこ）	（有）エルパック専務取締役
八木宏典（やぎ ひろのり）	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

（臨時委員）

中村祐三（なかむら ゆうぞう）	全国農業協同組合中央会常務理事
服部信司（はっとり しんじ）	東洋大学経済学部教授
三沢ひろこ（みさわ）	マーケットアナリスト

（専門委員）

川野幸夫（かわの ゆきお）	（株）ヤオコー代表取締役社長
小山修（こやま おさむ）	国際農林水産業研究センター企画調整部連絡調整科長
斎藤賢一（さいとう けんいち）	キッコーマン（株）プロダクト・マネジャー室プロダクト・マネジャー
内藤英代（ないとう ひでよ）	消費科学連合会企画委員
藤井明（ふじい あきら）	三菱商事（株）食糧本部付穀物担当部長
宮川早苗（みやがわ さなえ）	ＣＭＰジャパン（株）「食品と開発」編集長
山本奈美（やまもと なみ）	主　婦

（五十音順、敬称略）